

要望事項5 退職手当債の継続について

退職手当債は、団塊世代の職員が退職期を迎え、退職手当の急激な負担増により、本来の行政サービスが低下しないよう、平成18年度から27年度の10年間に限り措置された特別の地方債である。

昭和50年代における児童生徒数の急増傾向の中で教員を増員したことに加え、昭和55年以降、義務標準法に基づく第5次教職員定数改善計画による「40人学級制」の取組等により増加した教員の退職が今後ピークを迎える予定であり、平成27年度までの対象期間以上に退職者数及び退職手当額の増加が見込まれる。

教員の退職者数は、全国的な傾向と同様に、北関東磐越五県においても高止まりが見込まれることから、平成28年度以降当面の間、退職手当債の継続を要望する。